

写

今治市的小中学校における学校規模  
及び学校配置のあり方について

答申

令和 7 年 6 月 5 日

今治市通学区域調整審議会

# 目次

## はじめに

### 第1章 今治市の小中学校の適正規模・適正配置について

#### 1 今治市の小中学校の適正規模

(1) 望ましい1学級あたりの児童生徒数の基準

(2) 望ましい学校規模の基準

#### 2 今治市の小中学校の適正配置

(1) 望ましい学校配置の基準

(2) 学校と地域コミュニティとの関係

### 第2章 学校統合について

#### 1 学校統合の検討を進める学校（統合検討対象校）

### 第3章 実現に向けて

#### 1 学校統合について配慮すべき事項

(1) 配慮すべき点

(2) 小規模校の教育環境の魅力化に向けた取組

#### 2 具体的な進め方

(1) 基本計画の策定

(2) 地域における協議

(3) 学校統合への移行準備

---

#### （参考資料）

##### 諮問書

今治市通学区域調整審議会委員名簿

今治市執行機関の附属機関設置条例・今治市通学区域調整審議会規則

今治市通学区域調整審議会開催経緯

関係法令等

#### （検討資料）

1 国が示す学校の適正規模と適正配置

2 文部科学省の考え方【抜粋】「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」

3 小規模校におけるメリット・デメリット

4 過小規模（複式学級）のメリット・デメリット

5 保護者等へのアンケート結果概要

6 これまでにいただいたご意見

7 人口及び年少人口等の推移

8 小学校・中学校の現況

9 今治市立小中学校適正規模・適正配置シミュレーション

# はじめに

今治市通学区域調整審議会は、「市立小学校及び中学校の通学区域の調整に関する事項についての調査、審議及び意見の答申に関する事項」を担う目的で、今治市執行機関の附属機関設置条例に基づき設置されました。

本審議会では、今治市教育委員会より、「今治市の小中学校における学校規模及び学校配置のあり方について（第2次今治市学校適正配置基本方針の策定に関すること）」について諮問を受け、令和6年6月25日の第1回の審議会を皮切りに、令和7年6月までに6回の審議会を開催し、慎重に議論を進めてまいりました。

通学区域の設定は、教育の平等という教育施策の根幹に関わる重要な課題であり、その対応には慎重さが求められます。しかしながら、人口の移動や道路・交通事情の変化、さらには地域の文化的・社会的な環境の変遷に伴い、現状に即した通学区域の見直しが必要です。

今日の学校環境に目を向けると、少子化の進行により児童生徒数が減少し、学校の小規模化が進んでいます。その結果、児童生徒が多様な考えに触れ、切磋琢磨しながら成長する環境を確保することが難しくなっている現状があります。このような状況を踏まえ、本会は、今治市の小中学校のあり方を児童生徒の将来を見据えた長期的な視点に立って検討し、「より良い教育環境」「望ましい学校教育の実現」が可能となるよう審議を行いました。

また、公立の小中学校は、単なる教育機関に留まらず、地域を象徴する存在でもあります。今まさに進行する少子化の中で、「より良い教育環境」「望ましい学校教育の実現」を目指しつつ、学校のあり方も地域社会とともに考えていくことが重要です。

こうした考え方方に立ち、本会では、児童生徒の通学に伴う負担等も考慮しながら、適正な学校規模や適正配置を検討し、学校統合を検討する対象校について審議しました。その結果を踏まえ、今治市教育委員会に対し答申いたします。

本答申を足掛かりに、教育委員会やそれぞれの地域の皆様において十分に協議され、子どもたちの健やかな成長に資する各地域にふさわしい結論が導かれることを心より願っています。

# 第1章 今治市の中学校の適正規模・適正配置について

## 1 今治市の中学校の適正規模

本審議会では、子どもたちがより良い教育環境の下で学び、最大限の教育効果を得られるための適正な学校規模の基準として、1学級35人編制（※注1）を基本とし、1校当たりの適正な学級数の下限を「〇学級以上」とする形で検討を行いました。

下限数のみとしたのは、少子化の進展により、今治市の将来の児童生徒数を考えた場合（※注2）、学校の大規模化の可能性は少なく、上限数を設ける必要がないと判断したためです。

検討の結果、今治市の中学校の適正規模については、国が示す基準（※注3）に基づき、持続可能な学校運営を行うことができる教職員等人員規模を確保するとともに、学校の規模によるメリット・デメリット（※注4）を慎重に考慮し、過小規模とならない学校規模や児童生徒による望ましい集団活動やさめ細かな指導を行うことができる環境を確保する観点から、「児童生徒数の基準」と「学校規模の基準」を設定することとしました。

### （1）望ましい1学級あたりの児童生徒数の基準

- 小学校 … 20人以上
- 中学校 … 30人以上

保護者等へのアンケート結果（※注5）では、1学級の人数は小学校は20人程度、中学校は30人程度が望まれており、10人程度といった少人数学級はほとんど望まれていないことが明らかとなりました。

こうした点を踏まえ、本審議会では1学級の児童生徒数の下限を、小学校は20人、中学校は30人が望ましいと考えます。

### （2）望ましい学校規模の基準

- 小学校 … 6学級以上 （1学年1学級以上） …
- 中学校 … 6学級以上 （1学年2学級以上） …

複式学級が解消できる  
クラス替えができる

保護者等へのアンケート結果（※注5）では、1学年の学級数については小学校では学級数にあまりこだわりは見られませんでした。一方、中学校においては、過半数が1学年あたり3学級以上を望んでいるものの、地域による差が見受けられました。また、多様な友達との触れ合い、クラス替えができるることを望んでいることも明らかとなりました。

こうした点を踏まえ、本審議会では、学校運営が円滑にできる教職員数が確保でき、「多様な友達との触れ合い」や「クラス替えができる規模」また「一人一人に目が届くきめ細かな指導」のバランスに配慮して、小学校では複式学級が解消される1学年1学級以上、中学校ではクラス替えができる下限の学級数である1学年2学級以上が望ましいと考えます。

注1) 検討資料1) 国が示す学校の適正規模と適正配置のうち、学級編制の基準

注2) 検討資料7) 人口及び年少人口等の推移

注3) 検討資料2) 文部科学省の考え方【抜粋】

注4) 検討資料3) 小規模校のメリット・デメリット

検討資料4) 過小規模（複式学級）のメリット・デメリット

注5) 検討資料5) 保護者等へのアンケート結果概要

## 2 今治市的小中学校の適正配置

今治市的小中学校の配置について、児童生徒が安全かつ快適に通学できる環境の確保を前提に、徒歩を基準とした通学距離の適正範囲について検討を行いました。また、今治市の地理的特性など地域性について検討を行いました。

### (1) 望ましい学校配置の基準

- 小学校 … 徒歩により概ね4km以内とする。
- 中学校 … 徒歩により概ね6km以内とする。

※なお、学校統合により通学距離が小学校で3km、中学校で5kmを超える場合には、スクールバスの運行等の通学に関する支援策を検討する。

通学距離については、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令で「通学距離が小学校にあっては概ね4km以内、中学校にあっては概ね6km以内であること」が示されています。

本市では、平成22年2月に策定した「今治市学校適正配置基本方針」において国の基準に基づいた配置としており、今回の検討においても、同様の基準を適用することが適切であると判断しました。

なお、学校の再配置により通学距離が延びる場合、児童生徒の通学環境に大きな変化が生じる可能性があるため、その影響を十分に考慮し、通学距離が3km、中学校で5kmを超える場合に、スクールバスの運行等の通学に関する支援策を検討することとしました。

### (2) 学校と地域コミュニティとの関係

- 陸地部 … 旧市町村域を越えない学校統合
- 島しょ部 … 島域を越えない学校統合

学校は、単に児童生徒が学ぶ場であるだけでなく、地域コミュニティの中心的な役割を担う重要な施設でもあります。そのため、地域住民が利用しやすい環境を整備するなどして学校と地域が連携し続ける体制を整備し、持続可能な関係を築くことが求められます。

具体的には、学校と地域の歴史的・社会的なつながりを尊重し、地域の特性を十分に考慮した学校配置を検討することなどが大切であると考えます。また、地理的条件や人口動態の変化を踏まえ、地域の実情に即した柔軟な対応も求められます。

さらに、学校は地域の防災拠点としての役割も担っているため、災害時の避難所としての機能にも配慮する必要があります。

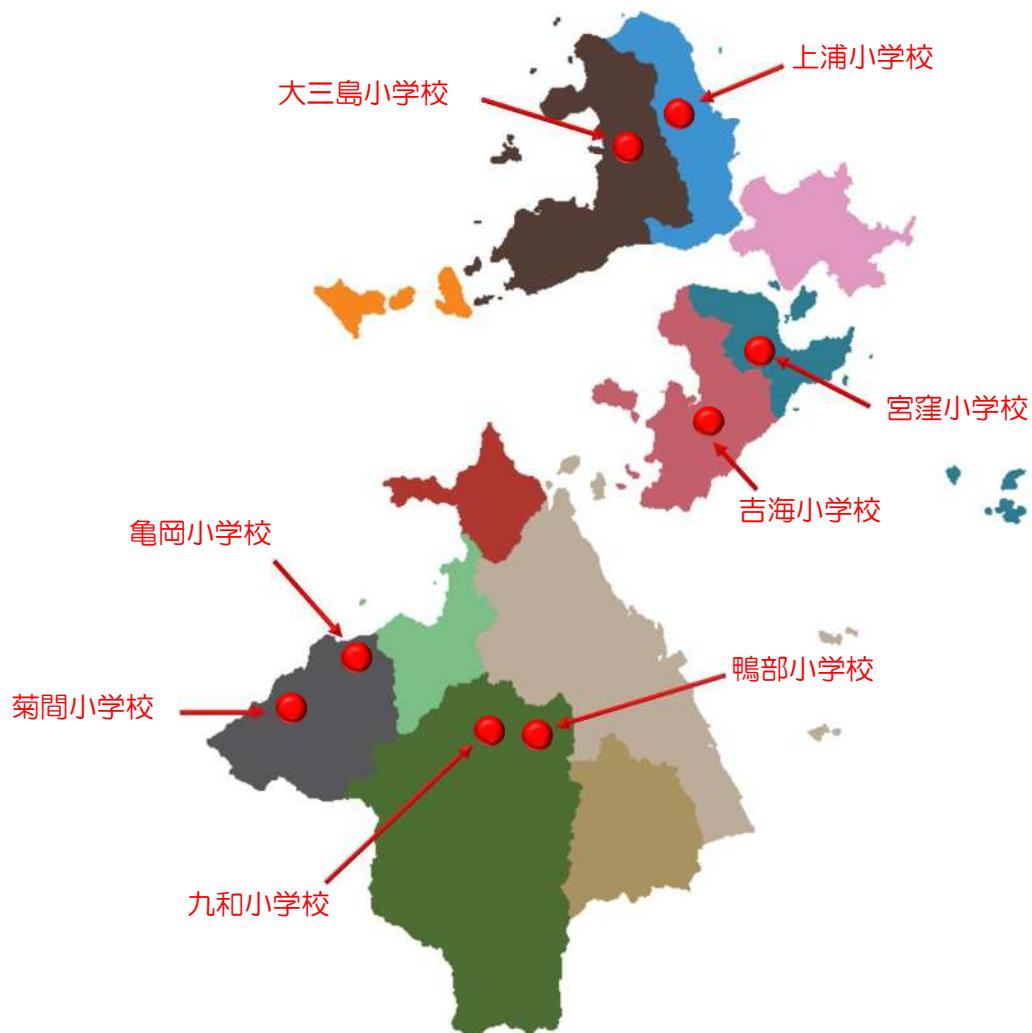
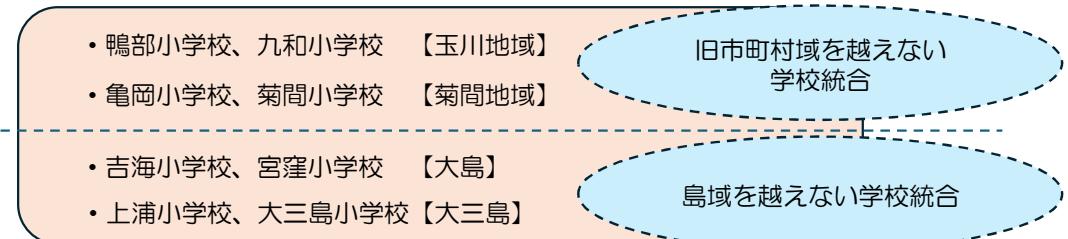
こうした点を踏まえながら、平時から地域との連携を強化できるようにするとともに、学校が地域全体の安全・安心を支える拠点として機能できるようにすることが重要と考え、学校統合を検討する際の基本的な範囲を示しました。

## 第2章 学校統合について

「第1章 今治市的小中学校の適正規模・適正配置について」で示した基準を踏まえ、学校統合の必要がある学校について審議しました（※注6）。

現在の今治市立小学校・中学校の状況や今後の見込み（※注7）を検討し、以下の学校や地域において、学校統合の検討を進める必要があると考えました。

### 1 学校統合の検討を進める学校（統合検討対象校）



注6) 検討資料6) これまでにいただいたご意見

注7) 検討資料8) 小学校・中学校の現況

検討資料9) 今治市立小中学校適正規模・適正配置シミュレーション

## 第3章 実現に向けて

### 1 学校統合について配慮すべき事項

#### (1) 配慮すべき点

本審議会では、子どもたちにとってより良い教育環境を実現するため、小中学校の適正規模・適正配置について検討を進めてきました。

一方で、公立の小中学校の役割は、子どもたちの教育の場である「教育施設としての役割」だけではなく、様々な地域活動の場である「地域社会における役割」も担っており、「学校統合が、自治会や公民館等の地域の活動に大きな影響を与えるのではないか」という意見も審議会の中で挙げられました。

このため、私たちは、今後行政が、学校統合を円滑に進めるに当たっては、教育環境の向上のみならず、地域社会への影響にも十分配慮することが重要であると考え、こうした点も含め、学校統合を進めるうえで配慮すべき点を以下のとおり整理しました。

##### ① 学校運営について

- ア 学校統合が行われた場合、人数の増加に伴う児童生徒の戸惑いや不安を和らげ、新たな人間関係の構築に留意した学校運営に配慮する。そのために、学校統合前から交流を促進し、段階的な適応を図る。特に、学校行事の合同実施や合同授業などを通じて、児童生徒相互の交流を深める。
- イ 小規模校においては、とりわけ、複式学級での学習指導上の負担が課題として挙げられている。統合後も適正規模に満たない小規模校については、教職員の増員や外部支援の活用を検討し、教育の質を維持するための対策を講じる。

##### ② 通学支援について

- ア 学校統合により通学距離が延びる児童生徒が生じる場合は、健康管理や安全確保に十分配慮し、必要に応じてスクールバス等の通学支援を検討する。
- イ 学校統合により隣接校への通学の方が距離・時間の面で有利となる場合は、児童生徒の負担を考慮し、学校選択の柔軟な対応を検討する。

##### ③ 地域への影響について

- ア 学校は教育の場であると同時に、災害時の避難所や地域コミュニティの拠点としての役割を担っている。学校統合を進める際には、学校のなくなる地域の住民に対して、その必要性を十分に説明し理解を得るとともに、避難所としての機能や地域活動に十分配慮する。
- イ 学校統合に伴い、自治会や公民館や社会教育などの地域の社会活動に不具合が生じないよう検討するなど、地域社会の維持・発展に配慮する。

##### ④ その他の配慮すべき事項について

- ア 学校統合のスケジュール等は、本答申に基づき、教育委員会で策定される「第2次学校適正配置基本方針」において速やかに提示し、PTA活動等に不具合が生じないよう配慮する。
- イ 今治市総合計画に基づくとともに、子育て支援などの個別部門計画との整合性を図り、統合検討対象校がある地域のまちづくりなど学校統合に影響があると考えられる諸施策を十分考慮し、学校統合に関する協議体や関係機関との情報共有に努める。
- ウ 今治市教育委員会が学校適正配置に取り組むに当たっては、将来人口の推移や国内外からの移住動向、行政の人口流入促進施策など児童生徒数の増減に影響を及ぼす多様な要因に十分注意し、教育委員会がこの後定める学校適正配置基本方針に基づき、計画的に進めることを期待する。

## （2）小規模校の教育環境の魅力化に向けた取組

本審議会では、学校統合の検討を進めるに当たり、新たな制度やＩＣＴを有効に活用し学校の教育環境をより魅力的にするなどして、児童生徒の学びの質を向上させることが重要であると考えています。

そこで、学校統合の対象となる学校においては、統合の検討と並行して、地域や学校の特性に応じて以下の施策の導入について積極的に検討され、小規模校の更なる魅力化を進めていただきたいと願っています。

### ①「小中一貫校制度」の導入

義務教育の9年間を一貫した教育方針の下で指導することで、学習面・生活面において統一性のある指導が可能となり、児童生徒一人一人の成長を長期的にサポートする教育制度です。また、小中学校の教員の連携を強化し、児童生徒の学習状況や課題を共有することで、より個々に寄り添った教育が実現します。さらに、異学年交流の機会を増やすことで、児童生徒が学年の枠を超えて関わり合い、互いを尊重し合う関係性を築くことができるようになることが期待できます。

### ②「小規模特認校制度」の導入

文部科学省の「通学区域制度の弾力的運用について（通知）」に基づく、希望する児童生徒が校区外からも入学できる制度です。少人数ならではのきめ細やかな指導を生かし、特色ある教育プログラムを実施することで、児童生徒一人一人の学びのニーズに応えます。また、地域との連携を深め、地域の特色を生かした教育活動を展開することで、学校の魅力を更に高めることができます。

### ③「不登校対策拠点校」の設置

文部科学省の「通学区域制度の弾力的運用について（通知）」に基づく、希望する児童生徒が校区外からも入学できる制度を活用し、不登校の児童生徒を受け入れる制度です。小規模校の少人数教育環境を生かし、一人一人の状況に寄り添いながら、学びやすい環境を整備し、個別最適な指導を実施します。こうした生活環境や成長過程に配慮した柔軟な対応を行うことを通して、不登校経験のある児童生徒が安心して学校生活を送れるようになることが期待できます。

### ④「今治版デュアルスクール」の展開

デュアルスクールとは、「二拠点居住」や「地方移住」を促進することを目的とした制度で、都市部と地方の学校を行き来しながら学ぶ新しい教育の形態です。今治市では、この制度活用を通じて、都市と地方の異なる学習環境や生活環境を経験できる機会を提供しています。豊かな自然環境の中で、新しい環境に適応する経験を通じて、多様な価値観や視点、チャレンジ精神が育まれます。また、保護者にとっても、子どもと過ごす時間が増えることや、移住先の教育環境を実際に体験できることから、教育に対する不安の軽減につながることが期待できます。

## ⑤「隣接校との交流促進」

小規模校同士や大規模校との学校行事や授業の共同開催といった交流を通じて、様々な個性を持つ友達との触れ合いや切磋琢磨する中で、互いを思いやる心や向上心などを育むことが期待される取組です。異なる学校の児童生徒や教員と交流することで、多様な学びの機会が得られます。また、学校同士の交流を通じて地域全体の連携が強化されるとともに、地域社会全体で子どもたちを支える機運醸成につながります。さらには、近隣校との交流により、教育資源や施設を共有することができ、効率的な教育活動が可能となることが期待できます。

## ⑥「ICTの活用」による教育の充実

小規模校では、児童生徒数の少なさから授業の多様性や活気に欠けるといった課題が指摘されています。こうした中、ICT（情報通信技術）を活用した取組で効果を上げている事例が近年多く見られるようになっています。例えば、ある地域では複数の小学校間で遠隔合同授業を実施し、異なる学校の児童同士が対話しながら学ぶ機会を設けています。これにより、多様な意見に触れる機会が増え、児童のコミュニケーション能力が向上するなど教育の質の向上につながっています。

本市においては、島しょ部や山間部など物理的な距離が離れている小規模校が存在するため、児童生徒同士の交流だけでなく、教職員同士の交流を図ることで小規模校における業務負担の軽減（知見の活用や担当業務の課題解決に向けたコミュニケーションなど）に効果が期待できます。

## ⑦「地域で学ぶ、地域から学ぶ」授業の充実

地域住民の方が講師となり、当該地域の特性や良さを生かした授業を行う等、地域住民の方々に学校運営に参画してもらう取組です。

地元の産業や文化を学ぶ「地域学習」等の実施により、児童生徒の地域への愛着が深まるなど、当該地域に学校が存続する意義を一層高めていくことが期待できます。

## 2 具体的な進め方

学校の運営を行うためには、教職員と児童生徒や保護者だけではなく、地域住民と連携した運営が必要です。

そのため、学校施設の統廃合を検討する場合には、市民・行政・保護者が協働で議論を進めていく必要があります。そこで、それぞれの役割分担を明確にし、円滑な議論を進めるための手順を示すことします。

【教育委員会】

### (1) 基本計画の策定

教育委員会は、本答申を足掛かりに、「第2次今治市学校適正配置基本方針」を策定し、学校適正配置（学校統合）を検討する地域や学校、統合検討のスケジュール等を公表します。

【地元代表の協議会】

### (2) 地域における協議

- ① 今治市では、学校適正配置（学校統合）を検討する地域ごとに、PTA、自治会、その他関係団体などから構成される地元代表の協議会を設置します。
- ② 地元代表の協議会は、教育委員会が公表した基本計画をもとに当該地区的学校適正配置（学校統合）について検討します。
- ③ 地元代表の協議会は、学校適正配置（学校統合）について地元の児童生徒の保護者や住民に対する説明や意見の集約を十分に行い、学校統合の方針を決定します。
- ④ 地元代表の協議会は、学校適正配置（学校統合）についての意見を、協議が整った地域から順次教育委員会へ提出します。

【統合準備会・教育委員会】

### (3) 学校統合への移行準備

- ① 学校統合の方針決定により、PTAや学校代表等による統合準備会を設置します。
- ② 統合準備会は、児童生徒や保護者、学校教職員の意見の把握に努め、学校統合の実施方法を検討します。また、遠距離通学者への配慮について十分検討するとともに、移行期間には児童生徒の交流事業等を実施するなど円滑な移行準備を進めます。

<検討手順のイメージ図>

